

狩猟鳥獣のモニタリング情報について

狩猟鳥獣 49 種の生息状況等に係る既存のモニタリング情報としては、鳥獣関係統計、自然環境保全基礎調査報告書、ガン・カモ科鳥類の生息調査報告書、国・県のレッドリスト等が挙げられる。

これらの情報の内容及び把握状況等については以下のとおり（資料2-2及び2-3に対応）。

1. 狩猟鳥獣の生息状況に係る情報

(1) 既存情報の内容と収集整理の状況

情報	内容・収集整理の状況
捕獲数のオーダー	○鳥獣関係統計（都道府県等からの報告） 年毎の捕獲数を把握。過去 10 年程度の状況から捕獲数のオーダーを整理。
分布状況	○自然環境保全基礎調査（環境省事業）等 【鳥類】第 2 回（1980 年）と第 6 回（2004 年）の結果から、この間の分布変化を把握。また、冬鳥などの冬季分布については第 3 回（1988 年）調査結果から把握。 一部の種については別途調査結果などを活用。 【獣類】ニホンジカ、ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマは、第 2 回（1980 年）と第 6 回（2004 年）の結果から、この間の分布変化を把握。他の種は、第 5 回調査（2002 年）から分布を把握。 ○野生鳥獣情報システム「WIS」（都道府県等からの報告） 2006 年度から 2010 年度までの 5 年間の捕獲（狩猟及び各種許可捕獲）の位置情報を、近年の分布情報として整理。 ※全都道府県の捕獲位置情報を把握しているわけではない。
被害状況	○農作物被害状況（農林水産省資料） ○森林被害状況（林野庁資料） 全国の被害状況を、農林水産省及び林野庁ホームページ等により把握。2005 年から 2009 年までの被害状況を整理。
絶滅のおそれ	○環境省第 4 次レッドリスト（2012 年）R L ○都道府県レッドデータブック（2000 年～2010 年）R D B

	環境省及び都道府県の R L 等での評価を把握。各都道府県 R L 等から、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類以上に相当するものの件数を整理。
個体数動向	○鳥獣関係統計（都道府県等からの報告）等 1923 年から 2009 年までの捕獲数（狩猟捕獲数と有害鳥獣捕獲数）の推移を整理。 【鳥類】ガンカモ類等は、ガンカモ類の生息調査結果から近年の個体数動向を把握。 【獣類】一部の獣類は、自然環境保全基礎調査（特定哺乳類生息状況調査、2011 年度）を参考に個体数動向を把握。
特定計画作成状況	○特定鳥獣保護管理計画（都道府県等からの報告） 特定計画を作成し、対象種の科学的・計画的な保護管理に努めている都道府県の数や施策等を把握。

（２）既存情報量の評価

上記の各種情報の把握状況を踏まえ、分布や個体数動向等に係る情報量及びこれらの情報の精度を精査し、狩猟鳥獣の生息状況や被害状況等の変化を科学的・継続的に把握する上で必要と考えられる情報量が得られているかどうかを「○」、「△」、「×」で評価した。

それぞれの評価の考え方は以下のとおり。

○：情報が十分あると考えられるもの

△：情報は一部あるが不十分または精度が不明と考えられるもの

×：情報が不足していると考えられるもの

2. 追加的なモニタリング情報の優先度等の考え方（案）

（1）狩猟対象としての性質

狩猟鳥獣がどのような目的で捕獲等の対象となっているかについて、各種の資源性及び害性の有無について整理した。

●資源性

狩猟捕獲数のオーダーや推移を踏まえた狩猟対象としての魅力、肉及び毛皮等の活用状況等を勘案し、日本において、現状で明確に資源性を有すると考えられるものを「○」、現状での資源性は不明瞭であるが、かつては明確に資源性を有していたと考えられるものを「△」とした。

●害性

農作物及び森林被害の状況や、有害鳥獣捕獲数が狩猟捕獲数を上回るか等を勘案し、現状において明確に害性を有すると考えられるものを「○」とした。

（2）外来鳥獣のモニタリングに係る考え方

本検討会で検討する狩猟鳥獣のモニタリングとは、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう、保護管理を図るために生息状況等の把握を行うことを主たる目的としている。

一方、外来鳥獣（本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣）であって、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす狩猟鳥獣については、資源管理を目的としたモニタリングの必要性は高くないものと考えられる。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を及ぼす狩猟鳥獣についての考え方も、外来鳥獣に準じたものとなる。

（3）追加的なモニタリング情報の優先度

狩猟鳥獣の次回見直しの際に判断基準となる情報を得る上で、追加的なモニタリングの必要性及び優先度について整理した。

【考え方】

上記の既存情報量、狩猟対象としての性質、外来鳥獣の考え方を総合的に勘案し、追加的なモニタリングの必要性（優先度）を、その必要性及び緊急性の程度に応じて、「高」・「中」・「低」のいずれかに整理した。